
地域BWA制度の概要

Ver. 1.1

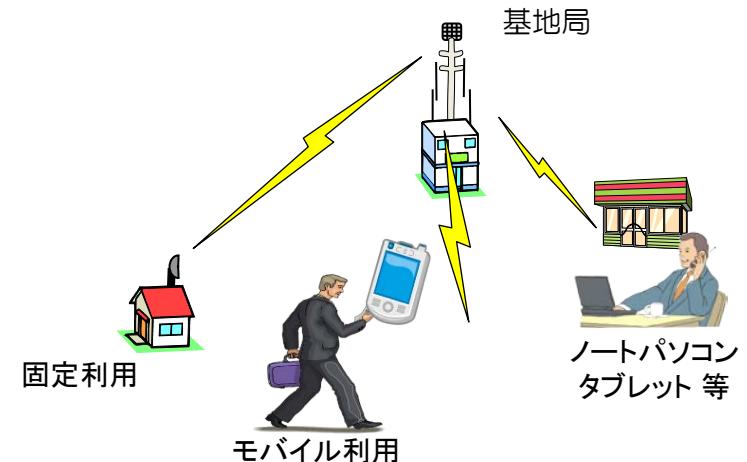
平成28年11月
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

BWA（広帯域移動無線アクセス）システムの概要

■ BWA（広帯域移動無線アクセス）システムの特徴

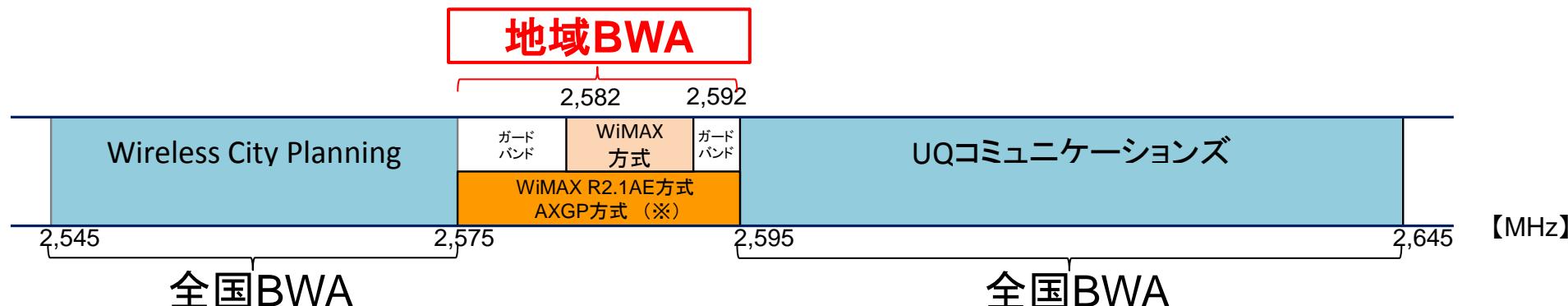
- 無線通信技術として、国際的な標準規格であるWiMAXやAXGPを利用。
- 固定光回線並みの高速通信（下り最大220Mbps^(※)）が実現可能。
- 1つの基地局で広域をカバー可能（半径2～3Km）。

(※) 20MHz幅システムで4×4MIMOを使用した場合。



■ BWA（広帯域移動無線アクセス）システムとして、平成19年に以下の2つの区分が制度化。

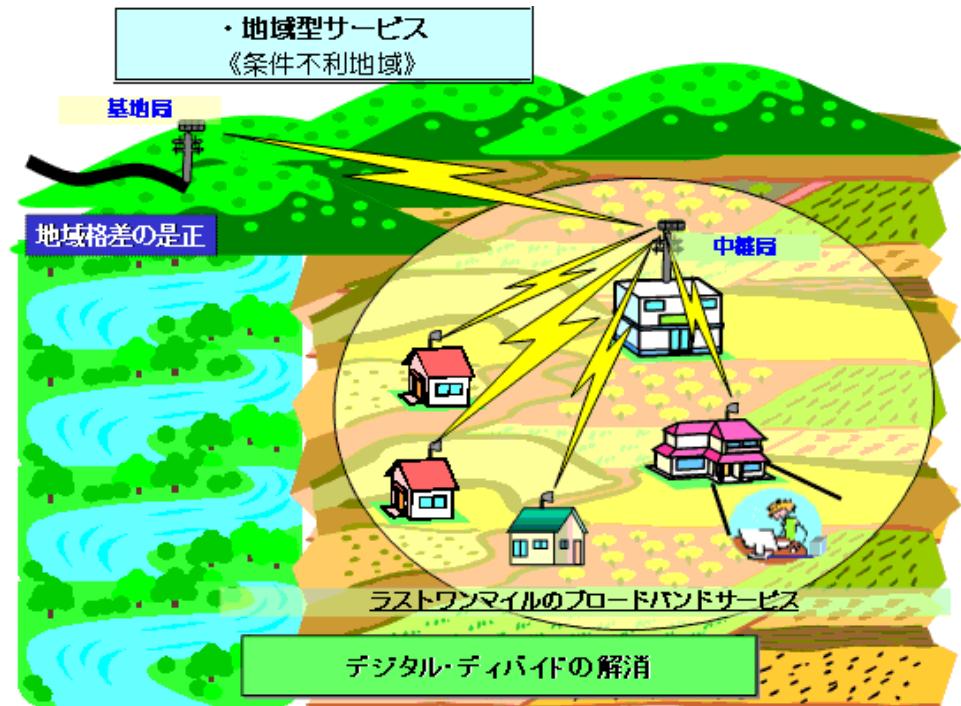
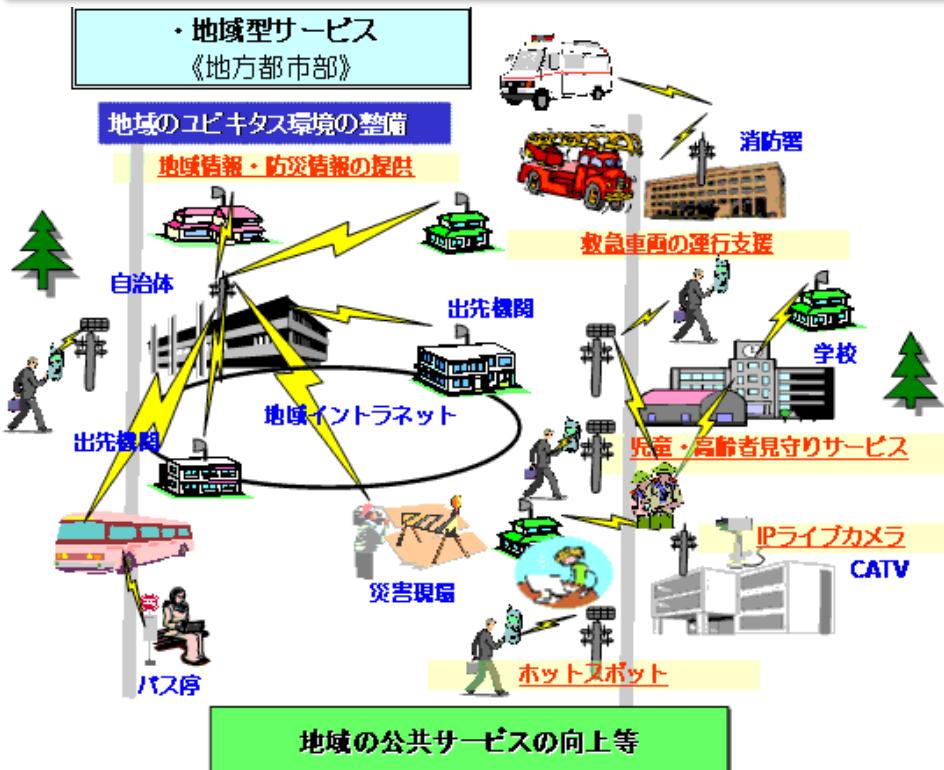
- 全国BWA：日本全国において公衆向け高速データ通信を行うサービス
- 地域BWA：市町村においてデジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービス向上等に資する高速データ通信を行うサービス



※ 国際的な標準化プロジェクトである3GPPによって策定された『TDD-LTE』と互換性のある方式

地域BWA制度のイメージ

- 地域BWAを活用した**地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する**等の要件を満たす者に対し、総務省が審査の上、当該地域における地域BWAの無線局免許を付与します。
- 免許を付与された地域BWA事業者は、**市町村と連携してサービス計画を確実に実施していくこと**が期待されます。

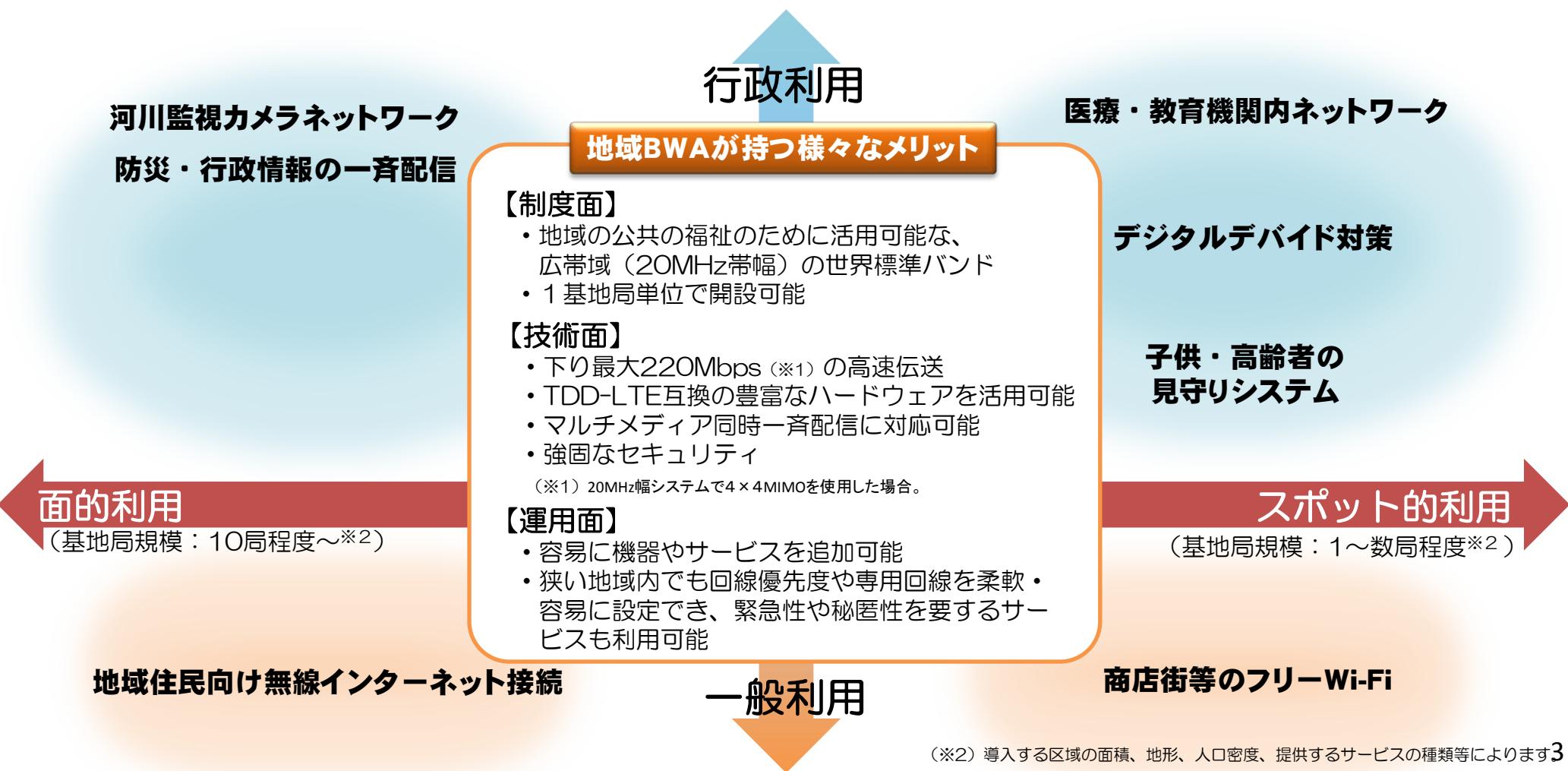


【想定されるサービス計画例】

- 地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- 地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- サービスが十分に提供されていない地域へのインターネット接続サービス
- 上記以外の地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

地域BWA導入のメリット

- スポット的利用～面的利用、行政利用～一般利用など、多様な地域のニーズや課題に対応する形で地域BWAが持つ豊富なメリットを活用することができます。
- 行政利用のみに限定するのではなく、一般利用を含めた様々なサービスを取り込むことで、地域BWA全体の運用コストを低減させるだけでなく、地域の活性化につながることが期待されます。

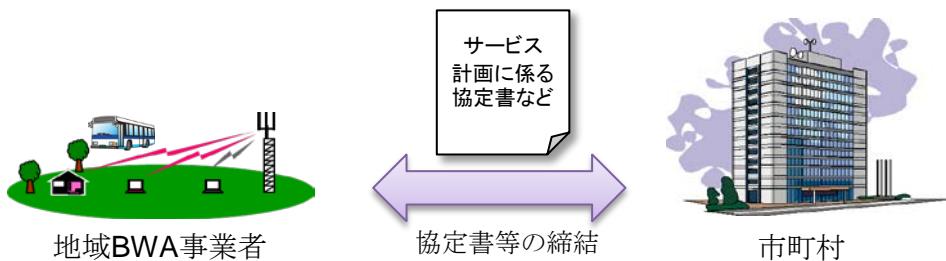


地域BWA事業者に求められる要件のポイント①

～ 市町村との連携 ～

- 地域BWAが、地域の公共の福祉の増進に寄与するものであることを確保するため、平成26年9月の制度改正において、市町村との連携が要件として明確化されました。
- 本制度改正により、地域BWA事業者は、免許申請時に、地域の公共の福祉の増進に寄与する具体的なサービス計画とともに、その根拠となる「免許主体と市町村長との間で締結された協定等」が求められます（※）。

（※）市町村との連携を確実なものとするためにも、免許主体と市町村長との間でサービス計画に係る協定書等を締結することが望ましいですが、市町村側の意向によっては、地域BWA事業者によるサービス計画の提案に対する同意回答書等（原則として市町村長の押印つき）で進めることもできます。



【想定されるサービス計画例】

- ・地域の防災情報、気象情報、交通情報、防犯情報その他の情報を広く住民に提供するためのサービス
- ・地域の商工組織、教育機関、学術研究機関、医療機関等が提供するサービスであって、広く住民に提供するためのもの
- ・サービスが十分に提供されていない地域へのインターネット接続サービス
- ・上記以外の地域の公共の福祉の増進に寄与するサービスであって、広く住民に提供するためのもの

協定書の例 (例)

地域広帯域移動無線アクセスシステムの サービスに関する協定書

〇〇市と△△株式会社は、〇〇市内で実施される「地域広帯域移動無線アクセスシステム」（以下「地域BWA」という。）のサービスについて、〇〇市における事業計画等の遂行に有益であり、「地域の公共の福祉の増進に寄与するもの」であることを確認し、下記のとおり協定する。

記

1. △△株式会社は、地域住民に対し、次のサービスを提供すること
 - (1) 地域の防災情報や公共情報
 - (2) 避難所等におけるWi-Fi環境
 - (3) 災害時のバックアップ通信回線
 - (4) 児童・高齢者見守り
2. 〇〇市と△△株式会社は、平成28年△△月を目標に上記サービスを実施するため相互に協力すること
3. 〇〇市は、可能な範囲で住民サービスの一環として地域BWAの有効活用を図ること
4. その他の事項については、両者で協議して決定すること

平成28年△△月△△日

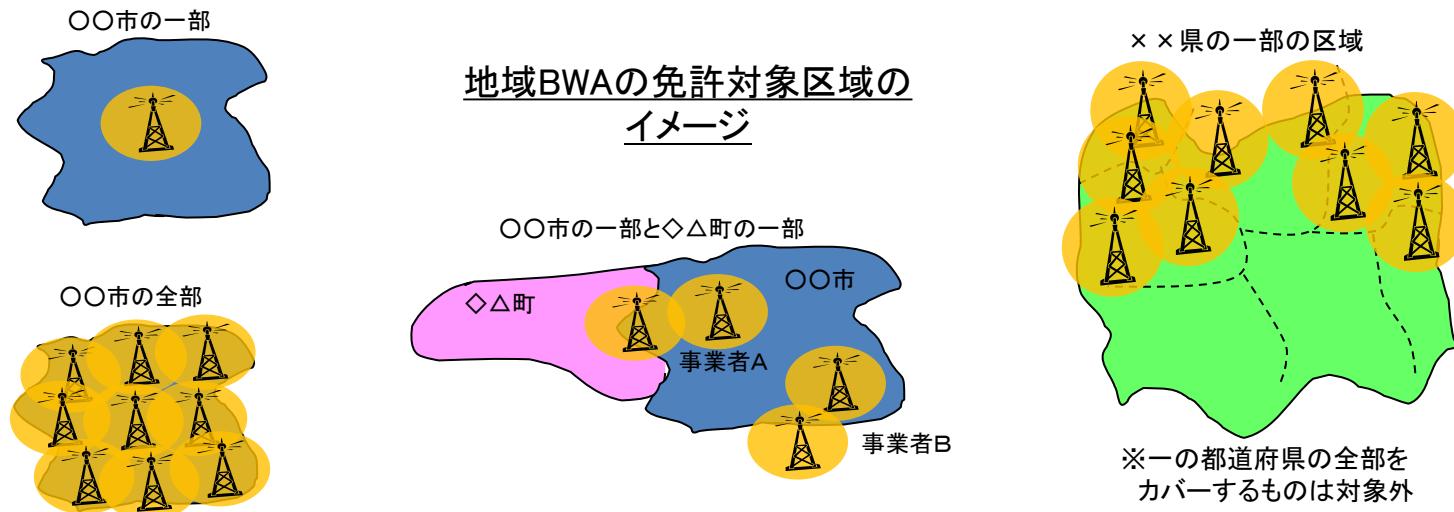
〇〇市長 〇〇 〇〇 [印]

△△株式会社
代表取締役 △△ △△ [印]

地域BWA事業者に求められる要件のポイント②

～ 参入条件・免許の対象区域・複数事業者による申請 ～

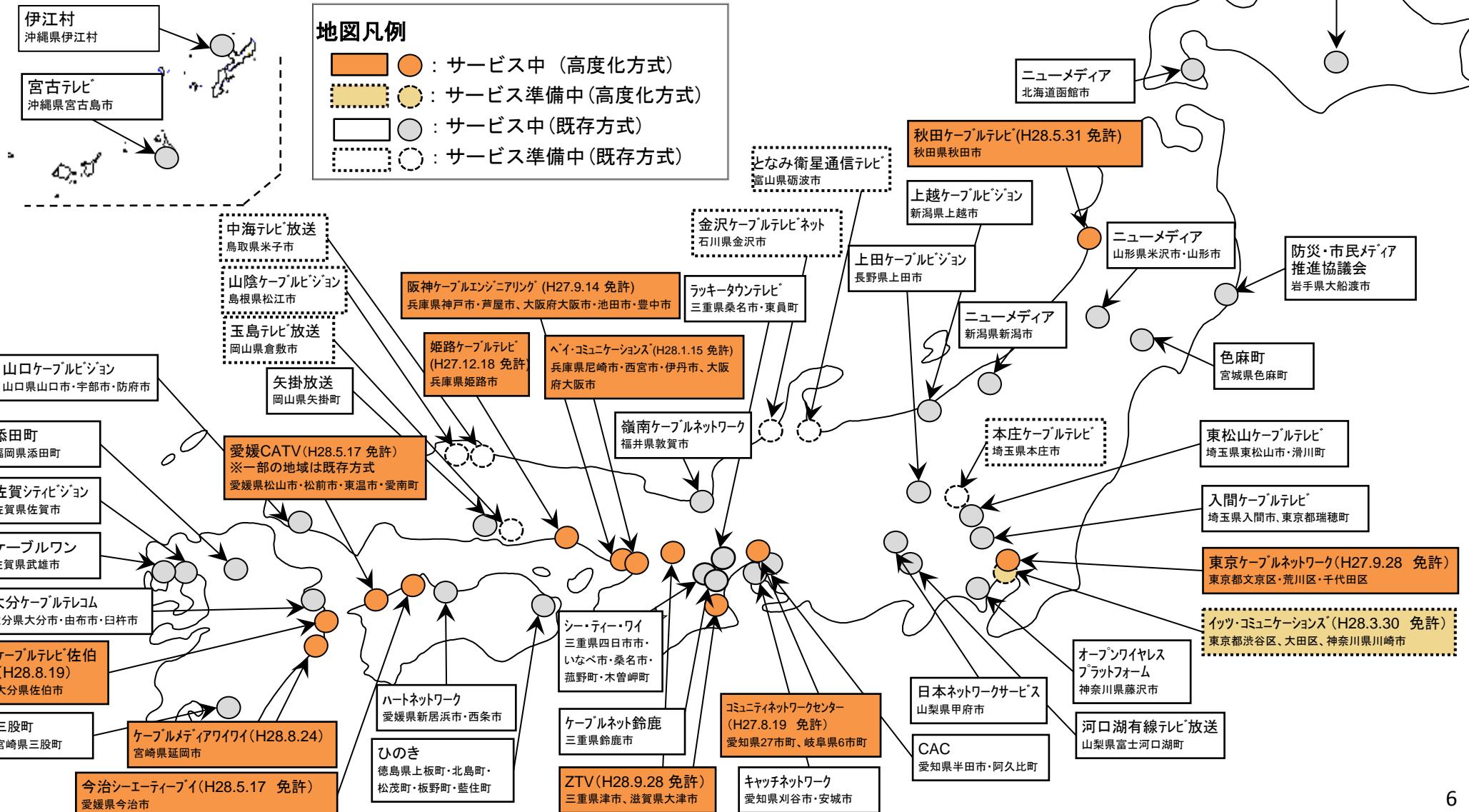
- 公平な競争環境の維持を図る観点から、全国事業者（携帯電話・BWA）及びその関連事業者は地域BWA無線局の免許主体となることはできません。
- 免許の対象区域は、一の市町村の一部または全部の区域です。
また、当該地域の社会的経済的な諸条件や地勢を考慮し、特に必要があると認められる場合であって、地域の公共の福祉の増進に寄与すると考えられる場合は、二以上の市町村にわたる区域も免許の対象区域として認められます。
- 複数の事業者から免許の対象区域が重複する免許申請があった場合、先に総合通信局に到達した免許申請の処理を先行させます。なお、同一市町村内であっても、カバーエリアの棲み分け等により事業者間の干渉回避が可能な場合は、複数の事業者に対して免許付与できる可能性があります。



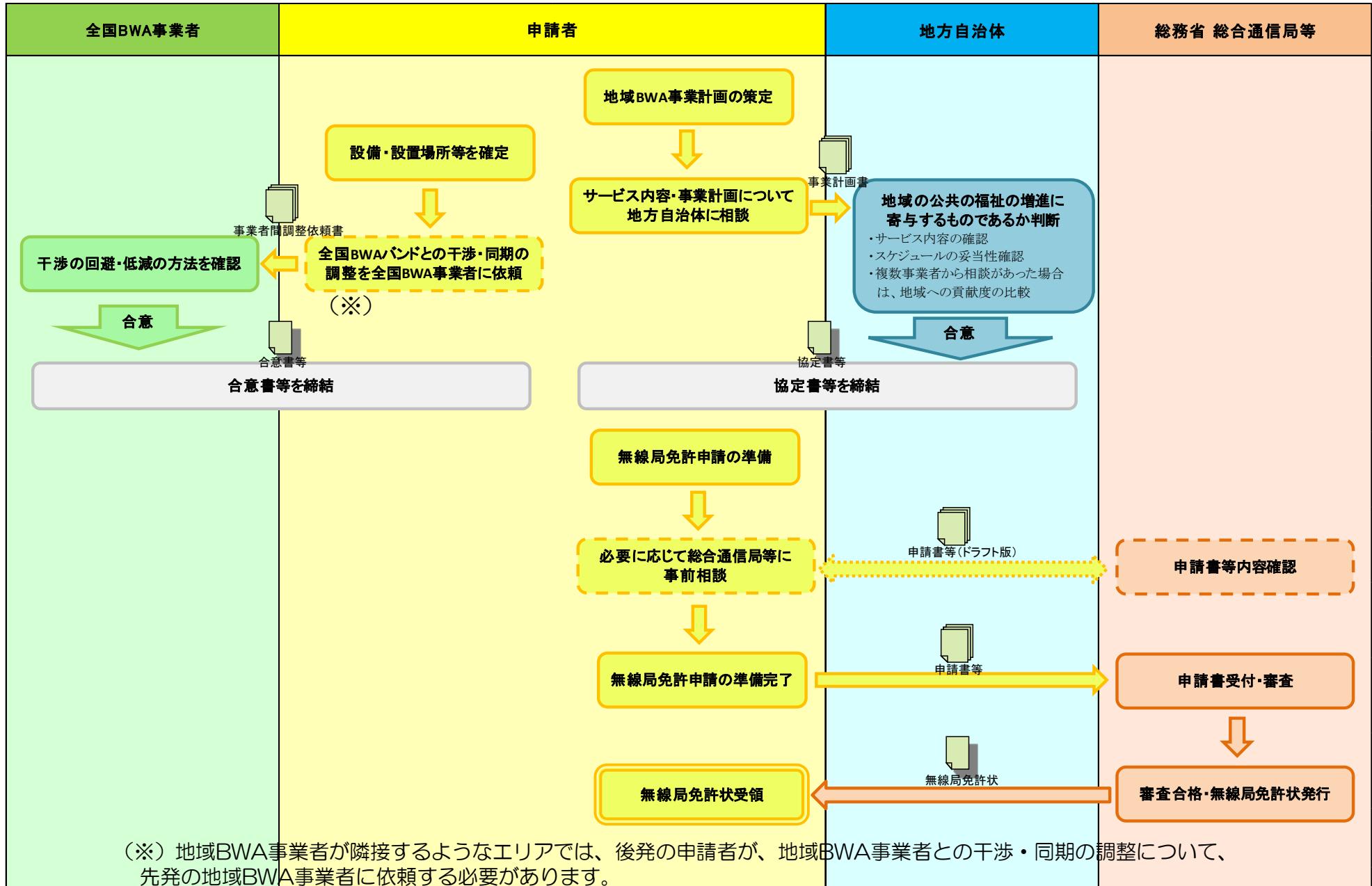
地域BWAシステムの無線局開設状況

平成28年11月1日現在

全国で48者が無線局免許を取得(高度化方式:12者)
うち、40者がサービス中(高度化方式:11者)



地域BWA無線局免許申請の基本的な流れ



(参考) 地域BWA制度化の経緯

■平成19年 8月

BWAの導入に伴う制度整備

■平成20年 6月

地域BWAに係る無線局の免許・予備免許 (H20. 3～免許申請受付)

- ✓ 初の地域BWAの無線局免許の付与 (42者)

■平成25年 4月

BWAに係る臨時の利用状況調査

- ✓ 約95%の市町村で無線局が開設されていない
- ✓ 有償サービス提供する免許人は、約半数にとどまる

12月

地域BWAのシステム多様化のための調査 (H25. 11. 20～H25. 12. 6)

- ✓ 地域BWAを利用する計画を有する者を対象として利用意向を調査
- ✓ 全国BWA事業者の関連会社から全国規模で参入したいという意向あり

■平成26年 7月

電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ

- ✓ WiMAX R2.1AEやAXGP方式を速やかに地域BWAに適用すること
- ✓ 市町村との連携等を要件として明確化すること
- ✓ 公平な競争環境の維持を図るために適切な措置を講じること
- ✓ 所要の経過期間を講じた上で全国バンド化を検討すること

10月

地域BWAの高度化システム導入の伴う制度整備

- ✓ 高度化方式 (WiMAX Release 2.1AE、AXGP) の導入
- ✓ 市町村との連携等の要件の明確化
- ✓ 公平な競争環境の維持を図るために免許主体要件の適正化

■平成27年 8月～

高度化システムの無線局免許付与

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| ✓ CNCI (H27. 8) | ✓ 愛媛CATV (H28. 5) |
| ✓ 阪神ケーブルエンジニアリング (H27. 9) | ✓ 今治シーエーティーブイ (H28. 5) |
| ✓ 東京ケーブルネットワーク (H27. 9) | ✓ 秋田ケーブルテレビ (H28. 5) |
| ✓ 姫路ケーブルテレビ (H27. 12) | ✓ ケーブルテレビ佐伯 (H28. 8) |
| ✓ ベイ・コミュニケーションズ (H28. 1) | ✓ ケーブルメディアワイワイ (H28. 8) |
| ✓ イツツ・コミュニケーションズ (H28. 3) | ✓ ZTV (H28. 9) |

地方総合通信局等の地域BWA関係窓口

総合通信局等（管轄区域）	部署名	問い合わせ	所在地
北海道総合通信局 (管轄区域:北海道)	無線通信部 陸上課	(011)709-2311 (内線4645)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
東北総合通信局 (管轄区域:青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)	無線通信部 陸上課	(022)221-0686	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎
関東総合通信局 (管轄区域:茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨)	無線通信部 陸上第一課	(03)6238-1766	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎
信越総合通信局 (管轄区域:新潟、長野)	無線通信部 陸上課	(026)234-9946	〒380-8795 長野市旭町1108
北陸総合通信局 (管轄区域:富山、石川、福井)	無線通信部 陸上課	(076)233-4482	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎
東海総合通信局 (管轄区域:岐阜、静岡、愛知、三重)	無線通信部 陸上課	(052)971-9221	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館
近畿総合通信局 (管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)	無線通信部 陸上第一課	(06)6942-8555	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
中国総合通信局 (管轄区域:鳥取、島根、岡山、広島、山口)	無線通信部 陸上課	(082)222-3365	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
四国総合通信局 (管轄区域:徳島、香川、愛媛、高知)	無線通信部 陸上課	(089)936-5066	〒790-8795 松山市宮田町8-5
九州総合通信局 (管轄区域:福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島)	無線通信部 陸上課	(096)326-7859	〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
沖縄総合通信事務所 (管轄区域:沖縄)	無線通信課	(098)865-2306	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階